

## 志木市高齢者見守り通報システム利用同意書

志木市長 様

### 1 対象者同意欄

通報機器の設置及び使用に関し、次の事項に同意します。

- (1) 氏名、住所、世帯状況、連絡先等の変更がある場合には、必ず届出すること。
- (2) 申請者及び同居者の住民基本台帳等の申請要件を市職員及び関係職員が調査すること。
- (3) この申請に関する内容を埼玉県南西部消防局に提供すること。
- (4) 緊急連絡を発した後、消防本部からの連絡に応答しない場合は、対象者の住宅へ立入りを認めるとともに、立ち入る際に住宅等の一部に損害が生じても賠償責任を問わないこと。
- (5) 自己の責めに帰すべき事由により、貸与した機器が故障、破損、紛失等した場合は弁償し、並びに自己都合による移設、点検等及び志木市高齢者見守り通報システムの利用で、自己負担金が発生する場合は、これを支払うこと。
- (6) 賃貸住宅に居住するときは、家屋の所有者に必ず同意を得た上で申請し、費用が発生した場合、負担等については、賃貸人と借入人の賃貸借契約により処理すること。
- (7) 高齢者見守り通報システムの費用負担の決定に当たり、公簿等を市職員が閲覧すること。
- (8) 課税状況が確認できない場合は、証明書を提出すること。

年 月 日

対象者署名

### 2 親族等同意欄

上記対象者が申請するに当たり、次の事項に同意します。

- (1) 対象者が何らかの事由で自己負担金の支払いができない場合は、代わりに支払うこと。
- (2) 氏名、住所、世帯状況、連絡先等の変更がある場合には必ず届け出を行うこと。

年 月 日

親族等署名

住 所

連絡先

※親族が遠方にいる場合等、「親族等同意欄」に署名をもらうことが難しい場合、同意者に必ず同意を得た上で、代理署名してください。その際、代理署名された方の署名も合わせてお願いいたします。設置決定時に、同意者に確認を取らせていただくことがありますので、ご了承ください。